

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和4年3月29日（火） 8：02～8：24

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣
金子恭之 国務大臣（総務大臣）
古川禎久 国務大臣（法務大臣）
林芳正 国務大臣（外務大臣）
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
末松信介 国務大臣（文部科学大臣）
後藤茂之 国務大臣（厚生労働大臣）
金子原二郎 国務大臣（農林水産大臣）
萩生田光一 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）
山口 壯 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
岸 信夫 国務大臣（防衛大臣）
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）
牧島かれん 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
西銘恒三郎 国務大臣（復興大臣、内閣府特命担当大臣）
二之湯 智 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
野田聖子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山際大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小林鷹之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
堀内詔子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣）
若宮健嗣 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官
磯崎仁彦 内閣官房副長官
栗生俊一 内閣官房副長官
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	6件
○国会提出案件	4件
○公布（条約）	1件
○公布（法律）	5件
○政令	34件
○人事	2件
○報告	1件
○配布	2件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

○木原内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「在日米軍駐留経費負担特別協定」の締結及び公布について、御決定をお願いいたします。本協定は、今国会で承認を得たものであります。

次に、「特別会計予算総則の規定による経費の増額」について、御決定をお願いいたします。本件は、本年度における自動車重量税の収入金額が増加するため、自動車重量譲与税譲与金を増額するものであります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設・区域の一部返還等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、嘉手納弾薬庫地区の一部土地が返還されるもの等、計2件であります。

次に、「令和3年防衛省と民間企業との間の人事交流」に関する報告について、御決定をお願いいたします。本件は、官民人事交流法に基づき、国会に報告するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書3件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令31件について、御決定をお願いいたします。まず、「地方税法施行令等の一部改正令」は、課税の特例に関する細目等を定めるものであり、「地方財政法施行令等の一部改正令」は、所要の形式的な整理等を行うものであります。

次に、「消防法施行令の一部改正令」は、畜舎等に係る消防用設備等の設置基準の特例を定めるものであります。

次に、所得税法施行令の一部改正令等25政令は、同法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備等を行うものであります。

次に、「輸出貿易管理令の一部改正令」は、ロシアへの奢侈品の輸出禁止措置を導入するものであります。本件につきましては、後程、経済産業大臣から御発言があります。

次に、「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年4月1日とするものであり、「同法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部改正令」は、指定水域に瀬戸内海を追加する等の改正を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、若宮国際博覧会担当大臣が、ドバイ国際博覧会閉幕式出席等のため、本日から4月1日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、小林迪弘外257名の叙位、叙勲又は紺綬褒章授与等について、御決定をお願いいたします。

次に、「官民人事交流」に関する報告があります。本件は、官民人事交流法に基づき、人事院から国会及び内閣に対して報告されたものであります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円又はドル建て借款の供与に関する

書簡」をバングラデシュ、エルサルバドル及びペルーとの間にそれぞれ交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、バングラデシュの「都市交通整備計画」に約183億円を限度とする円借款等を供与することについて、それぞれ取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、件名外の配布資料といたしまして、「労働力調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から御発言があります。なお、本件の公表時刻は8時30分ですので、それまでの間、不公表となります。

次に、準備のための案件といたしまして、年度内に公布を要する法律及びその関連政令について、あらかじめ御決定をお願いいたします。これらは、当該法律の成立を条件に、決定するもので、それまでの間不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。まず、「保険業法の一部改正法」外4件の法律は、近く参議院本会議において、可決成立する予定であります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「沖縄振興特別措置法等の一部改正法の施行に伴う関係整備等政令」は、所要の規定の整備等を行うものであります。

次に、「保険業法施行令の一部改正令」は、生命保険契約者保護機構に関する規定を整備するものであります。

次に、「雇用保険法等の一部改正法の施行に伴う関係整備政令」は、国庫負担に係る基準等を定めるものであります。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、経済産業大臣。

○萩生田国務大臣：ロシア連邦によるウクライナ侵略を受け、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、3月25日に閣議了解において、ロシア連邦に対する、奢侈品の輸出禁止措置を講ずることとしました。今般、それを実施するため、輸出貿易管理令の改正を行います。経済産業省としては、外為法を所管する立場として、関係省庁と連携し、輸出の禁止措置の実施に万全を期してまいります。

○松野国務大臣：次に、総務大臣。

○金子（恭）国務大臣：本日、労働力調査結果を公表いたします。その主なポイントは、次のとおりです。公表時刻は8時30分ですので、その旨御留意ください。2月の就業者は6,658万人と、1年前に比べ35万人の減少となりました。また、仕事を持ちながらも休業していた者は242万人と、前月に比べ7万人の減少にとどまっており、前月に引き続き高い水準となりました。完全失業率は、季節調整値で2.7パーセントと、前月に比べ0.1ポイントの低下となりました。新型コロナウイルス感染症の影響がみられる中、就業者数の推移などに今後も十分に注視してまいります。

○松野国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○後藤国務大臣：本日、一般職業紹介状況結果を公表いたします。その主なポイントは、次のとおりです。公表時刻は8時30分ですので、その旨御留意ください。令

和4年2月の有効求人倍率は、季節調整値で1.21倍と、前月を0.01ポイント上回りました。また、正社員有効求人倍率は、0.93倍と、前月を0.02ポイント上回りました。求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査の結果をみますと、現在の雇用情勢は、求人に持ち直しの動きがみられ、求人が求職を上回って推移しているものの、求職者が引き続き高水準にあり、厳しさがみられます。有効求人倍率が1倍を下回る地域がある等、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要があると考えています。今後とも、雇用と生活をしっかりと守るため、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある方々への支援や「成長と分配の好循環」実現のための人への投資を行うとともに、求職者の方が置かれている状況に応じた、きめ細かな就労支援に取り組んでいきます。

○松野国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○岸田内閣総理大臣：若宮大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、萩生田大臣を消費者及び食品安全、クールジャパン戦略並びに知的財産戦略担当大臣の事務代理に、命じることいたします。

○松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

内閣総理大臣から御発言がございます。

○岸田内閣総理大臣：新型コロナについては、足下、第6波の出口がはっきりと見えてきたところでありますが、今後しばらくの間は、最大限の警戒をし、「全体像」に基づき準備してきた医療体制を維持・強化するとともに、安全・安心を確保しながら社会経済活動の回復を図っていく必要があります。こうした中、ロシアによるウクライナ侵略などの影響により、原油や穀物の国際価格が高い水準で不安定に推移するとともに、一部の水産物等の安定供給に懸念が生じています。原油や原材料、食料価格の高騰等が国民生活や経済活動に重大な影響を及ぼし、社会経済活動の順調な回復の妨げになるようなことは避けねばなりません。ウクライナ情勢に伴う原油価格や物価の高騰による国民生活や経済活動への影響に緊急かつ機動的に対応し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするため、以下の4点を柱とする、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を策定します。

第1に、現在高い水準で不安定に推移している原油価格が更に高騰し続けた場合への対応について、何が実効的で、有効な措置かという観点から、現在講じている措置の効果も見極めつつ、あらゆる選択肢を排除することなく検討し対応してまいります。

第2に、原油価格のみならず小麦を含む穀物や水産物等の価格上昇等により、国民生活や経済活動に不可欠なエネルギー、原材料、食料等の安定供給に支障が生じることのないよう、調達先の多様化を進めるとともに、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和すること等により、危機に強い経済構造を実現します。

第3に、物価の高騰に対しては、価格転嫁を円滑に進めつつ、賃上げをしっかりと実現していくことが重要です。同時に、急激な物価上昇の影響を緩和し、新たな

価格体系への適応を円滑化すべく、中小企業への資金繰り支援をしっかりと確保・強化します。

第4に、コロナ禍において物価高騰等に直面する国民生活の不安を解消する観点から、困窮する方々の生活を守るべくセーフティネットを強化するとともに、コロナ禍の影響の長期化に伴い孤独・孤立に悩む方々をきめ細やかに支援します。

こうした取組に加え、公共事業の前倒し執行を進めるなど、これまでに成立した予算を迅速かつ着実に執行してまいります。私の下に関係閣僚会議を設置し、経済財政政策担当大臣を中心に、与党とも十分連携しながら、具体的な施策の検討を進め、4月末を目途に取りまとめでいただきますようお願いいたします。その際、新たな財源措置を伴うものについては、まずは、一般予備費・コロナ予備費を活用した迅速な対応を優先してまいりますので、財務大臣と十分に内容を協議願います。本総合緊急対策により直面する危機に機動的に対応しつつ、新しい資本主義実現会議における議論を併せて進め、新しい資本主義のビジョンと実行計画を6月までに取りまとめます。その上で、これを前に進めるための総合的な方策を打ち出すことにより、「成長と分配の好循環」を実現し、エネルギー分野を含む経済社会の構造変化を日本がリードしてまいります。

○松野国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔令和4年
3月29日〕 (火)

◎一般案件

資料あり

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の承認について (決定) (外務省)
- 〃 ○ 令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費の増額について (決定) (財務省)
- 〃 ○ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第2条に基づく施設及び区域の一部返還及び追加提供について (決定) (防衛省)

◎国会提出案件

資料あり

- 令和3年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告について (決定) (防衛省)
- 〃 ○ {
 - 1. 参議院議員羽田次郎 (立憲) 提出ロシアのウクライナ侵略を踏まえた日本政府によるウクライナ及びウクライナ人への人道支援に関する質問に対する答弁書について (決定) (法務省)
 - 1. 衆議院議員松原仁 (立民) 提出金正恩委員長への経済制裁措置と政策の一貫性に関する質問に対する答弁書について (決定) (外務省)
 - 1. 参議院議員羽田次郎 (立憲) 提出日本の経済制裁によって影響を受けるロシア人の人権に関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)

資料
なし

◎ 公布（条約）

- ☆ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（決定）（外務省）

資料
あり

◎ 政 令

- 地方税法施行令等の一部を改正する政令（決定）
（総務・財務省）
- 〃 ○ 地方財政法施行令等の一部を改正する政令
（決定）（総務省）
- 〃 ○ 消防法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 所得税法施行令の一部を改正する政令（決定）
（財務省）
- 〃 ○ 法人税法施行令等の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 登録免許税法施行令の一部を改正する政令
（決定）（同上）
- 〃 ○ 消費税法施行令等の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 酒税法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ たばこ税法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 揮発油税法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 石油ガス税法施行令の一部を改正する政令
（決定）（同上）
- 〃 ○ 石油石炭税法施行令の一部を改正する政令
（決定）（同上）

資料あり

- 自動車重量税法施行令の一部を改正する政令
(決定) (財務省)
- // ○印紙税法施行令の一部を改正する政令 (決定)
(同上)
- // ○国税通則法施行令等の一部を改正する政令
(決定) (同上)
- // ○租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令
(決定) (同上)
- // ○災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令 (決定)
(同上)
- // ○税理士法施行令及び国税審議会令の一部を改正する政令 (決定)
(同上)
- // ○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (決定)
(同上)
- // ○輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (決定)
(同上)
- // ○沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令 (決定)
(同上)
- // ○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (決定)
(財務・総務省)
- // ○内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (決定)
(財務省)
- // ○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (決定)
(同上)
- // ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令等の一部を改正する政令 (決定)
(同上)
- // ○復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令 (決定)
(同上)

資料あり

- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（財務省）
- 〃 ○法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（決定）（経済産業省）
- 〃 ○瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（環境省）
- 〃 ○瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）

資料なし

◎人 事

資料あり

- ☆ 国務大臣若宮健嗣の海外出張について（了解）
- ☆ 名古屋大学名誉教授小林迪弘外257名の叙位、叙勲又は紺綬褒章授与等について（決定）

資料あり

◎報 告

- ☆ 官民人事交流に関する人事院の年次報告（令和3年）について（内閣官房）

◎配 布

- ☆ 月例経済報告（内閣府本府）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和4年〕 (火)
3月29日

◎一般案件

資料なし

○

- 1. 円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換
- 1. アメリカ合衆国ドル建て借款の供与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の書簡の交換
- 1. アメリカ合衆国ドル建て借款の供与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の書簡の交換

について (決定)

(外務省)

◎配布

☆労働力調査報告

(総務省)

[○署名あり ☆署名なし]

準備のため

〔令和4年〕
3月29日 (火)

◎公布（法律）

資料
なし

☆

- 1. 2025年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（決定）
- 1. 保険業法の一部を改正する法律（決定）
- 1. 雇用保険法等の一部を改正する法律（決定）
- 1. 令和9年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（決定）
- 1. 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（決定）

◎政令

資料
あり

- 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（決定）
（内閣府本府・総務・財務・経済産業・防衛省）
- 〃 ○ 保険業法施行令の一部を改正する政令（決定）
（金融庁・財務省）
- 〃 ○ 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）
（厚生労働・財務省）

[○署名あり ☆署名なし]